愛媛県市町総合事務組合消防吏員及び消防団員に対する賞じゅつ金の額に関する基 準

平成17年4月1日 制定(平成17年規則第21号)

愛媛県市町総合事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成17年条例第 17号。以下「条例」という。)第3条第1号の規定に基づく功労の程度に応じた殉職者賞じゅつ金の額の基準は、次表のとおりとする。

なお、障害者賞じゅつ金の基準は、条例第3条第2号に規定する別表に定める災害の程度に応じた額とする。

功労の程度	事故の状況	賞じゅつ金の額
<ul><li>(1)特に抜群の 功労があり 他の模範と なると認め られる者</li></ul>	消防業務に従事し、特に生命の危機が予想 される現場へ出動し、生命の危険を顧みる ことなく、その職務を遂行し、そのため死 亡し、特に抜群の功労があり他の模範とな ると認められる場合	2,520万円以下
	(高度な危険が予想される、現場での消火活動、水防活動、救助活動中の災害など)	
(2) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	る現場へ出動し、生命の危険を顧みること なく、その職務を遂行し、そのため死亡し、	1,870万円以下
	(現場での消火活動、水防活動、救助活動中 に直接災害に起因する事故による不慮の災 害又は緊急出動中の交通事故等)	
<ul><li>(3) 特に顕著な 功労がある と認められ る者</li></ul>	るにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、特に顕著な功労があると認められる場合	900万円以上 1,360万円以下
	(現場での消火活動、水防活動、救助活動中 に直接災害に起因する事故による災害又は 緊急出動中の交通事故等で本人の過失が認 められるものなど)	
(4) 多大な功労 があると討		

められる者	予想される消防訓練などに際し、その職務 を遂行し、そのため死亡し、多大な功労が あると認められる場合	490万円以上
	(消火活動、水防活動、救助活動又は訓練等 による災害並びに緊急出動中の交通事故等 で本人の過失が認められるものなど)	